



りそな銀行アジアニュース

2017年5月10日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／台湾】

「日台租税協定（源泉税率）」について

日台の外交窓口である公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）は、二重課税の回避及び脱税を防止するための『日台民間租税取決め』（以下、日台租税協定）を、2015年11月26日に締結しました。日台租税協定は2016年6月13日に発効され、2017年1月1日より適用開始されています。

源泉税に関する適用開始前後の税率は、以下の通りです。

種別	適用開始前の 源泉税率（台湾側）	適用開始後の 源泉税率（台湾側）
配当	20%	10%
利子	20% （金融商品は15%）	10% （中央銀行、輸出入銀行等は免税）
使用料※	20%	10%

※ 使用料の定義は、著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、企業秘密の使用、あるいは情報の対価として支払われるものを言います。

その他、日台租税協定では、事業利得、譲渡収益、給与所得（出張者などの報酬に対して課税を免除する要件を従来の滞在日数90日までから183日までに緩和）等に関して見直され、これにより双方の投資意欲の高まりと企業の競争力向上が期待されると見られています。

【出所：公益財団法人交流協会、台湾の亜東関係協会 HP】

照会先：国際事業部 （東京）電話 03-6704-3791
（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載